

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 粟井地区）を行うことについて平成20年5月8日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年5月23日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀